

# 「江東区マンション等の建設に関する指導要綱」 における「電気自動車等の充電設備」及び「地球 温暖化対策設備等」の設置について

江東区では「江東区マンション等の建設に関する指導要綱」に基づき、「電気自動車等の充電設備」及び「地球温暖化対策設備等」の設置に努めていただいています。

本パンフレットをご参考にいただき、別紙「回答書」をFAXにてご提出願います。

## 江東区環境清掃部温暖化対策課

〒135-8383 江東区東陽四丁目11番28号

江東区役所隣 防災センター6階 5番窓口

電話 03-3647-6124

FAX 03-5617-5737

「江東区マンション等の建設に関する指導要綱」における「駐車施設の設置」  
及び「地球温暖化対策設備等の設置」に関する要領

平成31年3月25日  
環境清掃部温暖化対策課

(趣 旨)

第1条 この要領は江東区マンション等の建設に関する指導要綱(平成20年2月22日19江都住第1208号)に規定する「駐車施設の設置」及び「地球温暖化対策設備等の設置」について、必要な事項を定めるものとする。

(電気自動車等の充電設備)

第2条 電気自動車等の充電設備は、電気自動車等が充電可能な外部電源設備(単相AC200V)または電気自動車用急速充電器(3相AC200V)とする。

2 電気自動車等の充電設備の設置数は、当該自動車駐車場の収容台数の1割以上とする。

(地球温暖化対策設備等)

第3条 地球温暖化対策設備等は、次のとおりとする。

- (1) 太陽光・太陽熱利用設備及び給湯設備は別表1に掲げるものとする。
- (2) 空気調和設備及び照明設備は、都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推進のための導入推進機器指定要綱(平成26年2月24日付25環都計第546号制定)第2の指定基準を満たすものとする。

(設備基準の変更)

第4条 区は、地球温暖化対策の推進に係る技術の進展等に鑑み、必要があると認められるときは、第2条及び第3条に定める設備基準の変更を行うことができる。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

別表1 (第3条関係)

設備の種類	要件
太陽光発電システム	<p>住居用途に供する部分（共用部分を含む。）において使用する太陽光発電システムであって、次の要件をすべて満たすもの。</p> <p>① 一般財団法人電気安全環境研究所（J E T）の太陽電池モジュール認証を受けたもの又はそれに準じた性能を持つもので区が認めるもの。</p> <p>②電力会社と電力受給に関する契約が締結していること。</p>
ソーラーシステム（太陽光熱により水を温める設備で、集熱器と蓄熱槽が分離している強制循環式のもの）	<p>住居用途に供する部分において使用する強制循環式ソーラーシステムであって、一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品（B L部品）認定を受けたもの又はそれに準じた性能を持つもので区が認めるもの。</p>
太陽熱温水器（太陽光熱により水を温める設備で、集熱器により熱を集める自然循環式のもの）	<p>住居用途に供する部分において使用する自然循環式太陽熱給湯器であって、一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品（B L部品）認定を受けたもの又はそれに準じた性能を持つもので区が認めるもの。</p>
CO <sub>2</sub> 冷媒ヒートポンプ給湯機	<p>住居用途に供する部分において使用するCO<sub>2</sub>冷媒ヒートポンプ給湯機であって、日本工業規格 JISC9220:2011 評価に基づく性能表示のある機種において、ふろ保温機能のある機種については、年間給湯保温効率（JIS）が2.7以上、ふろ保温機能のない機種については、年間給湯効率（JIS）が3.1以上のもの。ただし、次に掲げる機器については、年間給湯保温効率（JIS）または年間給湯効率（JIS）が2.4以上のもの。</p> <p>ア 容量が240リットル未満の小容量タイプ（一体型タイプを含む。）</p> <p>イ 多缶タイプ（薄型2缶タイプ等）</p> <p>ウ 多機能タイプ</p>
潜熱回収型給湯器	<p>住居用途に供する部分において使用する定格熱出力58キロワット未満の、潜熱を回収する熱交換器を備えている給湯器であって、JIS基準（JIS S 2109）に基づく給湯熱効率が95パーセント以上であること。ただし、定格熱出力が35キロワット以上の潜熱回収型給湯器については、窒素酸化物の排出濃度について、東京都低NO<sub>x</sub>、低CO<sub>2</sub>小規模燃焼機器認定要綱（平成28年3月17日付27環改大第694号）第3条第1項の認定基準を満たすものであること。</p>
ガス発電給湯器	<p>住居用途に供する部分において使用するガス発電給湯器であって、次の要件をすべて満たすもの</p> <p>①ガスエンジンユニットのJIS基準（JIS B 8122）に基づく発電及び排熱利用の総合効率（以下「総合効率」という。）が低位発熱量基準（以下、「LHV基準」という。）で80パーセント以上であること。</p> <p>②貯湯ユニット（ガスエンジンの排熱を回収できる貯湯槽）の容量が120リットル以上であること。</p>
家庭用燃料電池装置	<p>住居用途に供する部分に使用する燃料電池装置であって、一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）が補助対象製品として認めているもの又はそれに準じた性能を持つもので区長が認めるもの。</p>

## 江東区マンション等の建設に関する指導要綱の対象機器について

### ・太陽光発電システム

一般財団法人電気安全環境研究会（JET）の太陽光モジュール認証を受けたもの。  
（参考 URL <http://www.jet.or.jp>）

### ・ソーラーシステム、太陽熱温水器

一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品（BL 部品）認定を受けたもの。  
（参考 URL <http://www.cbl.or.jp>）

### ・CO<sub>2</sub>冷媒ヒートポンプ給湯機

東京都家庭用高効率給湯器認定機器

（参考 URL [www.kankyo.metro.jp/energy/home/high\\_efficiency/certified\\_equipment.html](http://www.kankyo.metro.jp/energy/home/high_efficiency/certified_equipment.html)）または、日本工業規格 JISC9220:2011 評価に基づく性能表示のある機種において、ふろ保温機能のある機種については、年間給湯保温効率（JIS）が 2.7 以上、ふろ保温機能のない機種については、年間給湯効率（JIS）が 3.1 以上のもの。ただし、次に掲げる機器については、年間給湯保温効率（JIS）または年間給湯効率（JIS）が 2.4 以上のもの。

ア 容量が 240 リットル未満の小容量タイプ（一体型タイプを含む。）

イ 多缶タイプ（薄型 2 缶タイプ等）

ウ 多機能タイプ

### ・潜熱回収型給湯器

東京都家庭用高効率給湯器認定機器

（参考 URL [www.kankyo.metro.jp/energy/home/high\\_efficiency/certified\\_equipment.html](http://www.kankyo.metro.jp/energy/home/high_efficiency/certified_equipment.html)）または、定格熱出力 58kW 未満の、潜熱を回収する熱交換器を備えている給湯器であって、JIS 基準（JIS S 2109）に基づく給湯熱効率が 95% 以上であること。ただし、定格熱出力が 35kW 以上の潜熱回収型給湯器については、窒素酸化物の排出濃度について、東京都低 NO<sub>x</sub>、低 CO<sub>2</sub> 小規模燃焼機器認定要綱（平成 28 年 3 月 17 日付 27 環改大第 694 号）第 3 条第 1 項の認定基準を満たすものであること。

### ・ガス発電給湯器

住居用途に供する部分において使用するガス発電給湯器であって、次の要件をすべて満たすもの

① ガスエンジンユニットの JIS 基準（JIS B 8122）に基づく発電及び排熱利用の総合効率（以下「総合効率」という。）が低位発熱量基準（以下、「LHV 基準」という。）で 80% 以上であること。

② 貯湯ユニット（ガスエンジンの排熱を回収できる貯湯槽）の容量が 120 リットル以上であること。

### ・家庭用燃料電池装置

一般社団法人燃料電池普及促進協会の補助対象システム

（参考 URL <http://fca-enefarm.org/subsidy26/subsidy.html>）または、住居用途に供する部分に使用する燃料電池装置であって、一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）が補助対象製品として認めているもの又はそれに準じた性能を持つもので区長が認めるもの。